

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成27年6月29日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成27年6月29日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の追加指定について

保護文化財 「木下家住宅」（鳥取市河原町）

当家は、江戸時代に大庄屋等をつとめた家柄で、旧智頭街道沿いに屋敷地を構える。これまで、茅葺の主屋が江戸中期の大庄屋の家構を残しているとして、昭和49年に県指定保護文化財に指定されている。

しかし、当家には現在も主屋のほか、茅葺きの門や敷地周辺を囲う長大な土塀、敷地奥の土蔵等、附属屋が複数棟残っている。それらは、江戸時代以降の屋敷地の構成を良く伝えており、主屋とあわせて価値を有するものであり、保存をはかる必要がある。



敷地正面



敷地奥に建つ土蔵

第2章 県指定保護文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第30条 教育委員会は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

（昭50条例40・平17条例4・一部改正）

第8章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項（第39条第4項で準用する場合を含む。）並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭50条例40・追加、平18条例38・一部改正）